

平成28年2月9日

環境大臣 丸川 珠代 様

日本野鳥の会大阪支部
支部長 上村 賢 印

オオタカの国内希少野生動植物種の指定解除に関する意見書

2月13日に大阪で開催される意見交換会にあたり、以下のとおり意見を提出します。

(趣 旨)

大阪府におけるオオタカは減少傾向にあり、関東地方での個体数の推定値をもって、国内希少野生動植物種から指定解除されるのは時期尚早と考えます。長期的に全国の状況を見て判断すべきで、現時点での指定解除には反対します。大阪府におけるオオタカの生息状況は、2000年、2001年の大阪府による生息調査（調査は当大阪支部が実施）では、府内で48つがいのオオタカの生息が確認されています。

しかし、その後大きな環境変化がない生息地からも姿を消すものが多く、現在府内のつがい数は2001年をピークとして4割程度の減少に至っています。府内では引き続き保護が必要な種との見解です。指定を解除することでオオタカの保護のための法的枠組みがなくなり、これまで多くの人々の努力で守られてきた里山環境及びオオタカ保護の取り組みそのものがなし崩し的になり、その結果、再開発の恐れやオオタカの生息が大きく後退することが懸念されます。これまで、オオタカが担ってきた里山自然環境保護のシンボルとしての役割を再認識いただくよう強く望みます。

(要望事項)

- 1 大阪での繁殖個体数は2000年に比べて確実に、減少している状況にある。
国内の地域によって個体数のバラツキも大きく、関東の調査結果をもとに指定解除とされることは問題である。現状をより科学的に把握したうえで判断すべきであるため、全国的な生息調査を実施されたい。
- 2 指定解除された場合であってもオオタカの里山生態系のアンブレラ種としての位置づけは変わらない。環境省の解除後の対応で示されている「猛禽類保護の進め方」を都道府県に改めて周知することで、環境影響評価などが従前同様に実施されるのが疑問である。これを担保できるような新たな法的な枠組みを整備されるように要望する。

※ 本要望事項について、2月13日の大阪での意見交換会の場で、質疑時間を確保いただけるようご配慮をお願いします。

[本意見書に関する連絡先]

日本野鳥の会大阪支部 〒543-0011 大阪市天王寺区清水谷町6-16 NEXT21

TEL : 06-6766-0055 (火・金) FAX : 06-6766-0056

本件の担当 : 幹事 清水 俊雄 携帯 : 090-9875-2103